

防府市内の「空き家」を売りたい方、探している方へ 安全・安心な「空き家情報窓口閲覧制度」を活用しませんか？

「実家が空き家になったけれど、どこの不動産屋さんに相談していいかわからない.....」

「いきなり不動産屋さんに連絡するのは、少しハードルが高い.....」

そんなお悩みを持つ所有者と、防府市内の空き家購入希望者をつなぐサポート制度です！

市が窓口となって情報を整理し、市と協定を結んだ宅建協会や全日本不動産協会を通じ不動産業者へ橋渡しを行うため、安全・安心に「空き家の売買」を進めることができます。

空き家を「売りたい」方へ（登録無料）

市へ情報を登録するだけで、空き家売却への第一歩が踏み出せます！

- **メリット1：パソコン・スマホから 24 時間簡単申請！**
市ホームページの「専用フォーム」から、いつでも簡単に登録申請が可能です。
- **メリット2：個人情報もしっかりガード！**
窓口で公開されるのは「所在地」や「地図」などの物件情報のみです。所有者の氏名や連絡先が閲覧者に直接公開されることはありません。
- **メリット3：不動産取引のプロが仲介するから安心！**
購入希望者が現れた場合は、市と協定を結んだ宅建協会や全日本不動産協会を通じて、不動産取引のプロである不動産業者が仲介に入ります。直接の個人間取引ではないため、契約トラブル等を防ぐことができます。

登録の条件

- 防府市内の空き家で、「売却」を希望していること（※賃貸は対象外です）。
- 申請者が空き家の所有者（または相続人）であること（※市で登記情報等を確認します）。
- すでに他の不動産業者と「専任媒介契約」「専属専任媒介契約」を結んでいないこと。

空き家を「買いたい」方へ（閲覧無料）

防府市内で空き家をお探しの方は、都市計画課の窓口で物件の一覧表をご覧ください。

- **閲覧方法：**都市計画課窓口にてマイナンバーカードや運転免許証等の「身分証明書」をご提示いただき、目的外利用をしない旨の「誓約書」をご提出いただきます。（防犯上の理由から、インターネット上での公開やデータのコピーは行っておりません）
- **購入したい物件を見つけたら：**窓口でお申し出ください。市から協定を結んだ宅建協会や全日本不動産協会へ連絡し、仲介を行う不動産業者をお探しします。その後、不動産業者を通じて安全に売買交渉を進めていただけます。

△ ご利用にあたっての重要なお知らせ（必ずお読みください）

1. 「売却（売買）」限定の制度です

本制度は賃貸（貸し借り）を希望する物件は、本制度には登録できません。

2. 市は「交渉・契約」には一切関与しません

本制度は、情報提供者と不動産業者への橋渡しを行うものです。物件の価格査定、売買の交渉、契約手続き及びトラブルの仲裁等について、市は一切関与いたしません。

3. 仲介手数料が発生します

不動産業者の仲介により売買契約が成立した場合は、法令に基づく「仲介手数料」が不動産業者に対して発生します。

4. 必ずマッチングするとは限りません

物件の状態や条件によっては、仲介を希望する不動産業者が現れず、交渉に移行できない場合があります。



【問合せ先・登録の申込み先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号 本館7階
防府市土木都市建設部都市計画課空き家対策室

TEL : 0835-25-2238 FAX : 0835-25-2218

▼専用フォームからの登録申請はこちら

[QR コード/リンク URL]

URL

登録申請 : <https://logoform.jp/form/cJ9c/1556194>

登録取消 : <https://logoform.jp/form/cJ9c/1556364>

QRコード

登録申請



登録取消

